



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	民事判例研究
Author(s)	新堂, 明子; SHINDO, Akiko
Citation	北大法学論集, 55(2), 330-309
Issue Date	2004-07-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15297
Type	departmental bulletin paper
File Information	55(2)_p330-309.pdf



民事判例研究

新堂明子

商品代金の立替払契約がいわゆる空クレジット契約である場合に、同契約上の債務の保証人の意思表示に要素の錯誤があるとされた事例

最高裁平成14年7月11日第一小法廷判決

(平成11年(受)第602号、保証債務請求事件)

裁判集民206号707頁、判時1805号56頁、判タ1109号129頁、金法1667号90頁

〔事実〕

X信販会社は、平成7年12月16日、Bとの間で、BがAから購入する印刷用設備（以下「本件機械」という。）の代金300万円をXはAに対して立替払する、立替金および手数料の合計378万333円をBはXに対して分割払する、さらに、分割金の支払をBが1回でも遅滞したときは期限の利益を喪失する、という内容の立替払契約を締結した（以下「本件立替払契約」または「本件クレジット契約」という）。そして、Bの従業員であるYは、同日、Xに対し、本件立替払契約に基づきBがXに対して負担する債務について連帯保証した（以下「本件保証契約」という）。

そこで、Xは、平成8年1月5日、Aに対し、300万円を立替払した。しかし、Bは、同年2月27日までに支払うべき分割金の支払を怠り、同日の経過をもって、期限の利益を喪失した。

ところが、本件クレジット契約は物件の引渡を伴わない空クレジットであった。すなわち、Bの代表取締役であるbは、Aとの間で、Bの営業資金を捻出

するため、実際には本件機械の売買契約がないのに、それがあるかのような形式をとる、いわゆる空クレジット契約を計画した。そして、BとXは本件立替払契約を締結し、XはAに対して代金を交付し、さらに、AはBに対して振込手数料等を控除した残金を交付した。なお、XもYも空クレジット契約とは知らなかった。

そこで、XはYに対して、本件保証契約に基づき、立替金残金の支払請求をした。これに対してYは、本件クレジット契約は空クレジット契約であり、Yはそれを知らなかったから、本件保証契約は要素の錯誤により無効であると主張した。

第1審は、Xの請求を認容し、第2審は、Yの控訴を棄却した。Yは上告したが、最高裁は、原判決を破棄、第1審判決を取り消し、Xの請求を棄却した。結局、Yの錯誤無効の主張が認められたのである。

【判旨】破棄自判。

「保証契約は、特定の主債務を保証する契約であるから、主債務がいかなるものであるかは、保証契約の重要な内容である。そして、主債務が、商品を購入する者がその代金の立替払を依頼しその立替金を分割して支払う立替払契約上の債務である場合には、商品の売買契約の成立が立替払契約の前提となるから、商品売買契約の成否は、原則として、保証契約の重要な内容であると解するのが相当である〔以上を「判旨(一)」とする〕。

これを本件についてみると、上記の事実関係によれば、(1) 本件立替払契約は、Xにおいて、BがAから購入する本件機械の代金をAに立替払し、Bは、Xに対し、立替金及び手数料の合計額を分割して支払う、という形態のものであり、本件保証契約は本件立替払契約に基づきBがXに対して負担する債務について連帯して保証するものであるところ、(2) 本件立替払契約はいわゆる空クレジット契約であって、本件機械の売買契約は存在せず、(3) Yは、本件保証契約を締結した際、そのことを知らなかった、というのであるから、本件保証契約におけるYの意思表示は法律行為の要素に錯誤があったものというべきである〔以上を「判旨(二)」とする〕。

本件立替払契約のようなクレジット契約が、その経済的な実質は金融上の便宜を供与するにあるということは、原判決の指摘するとおりである。しかし、主たる債務が実体のある正規のクレジット契約によるものである場合と、空ク

クレジットを利用することによって不正常的な形で金融の便益を得るものである場合とで、主債務者の信用に實際上差があることは否定できず、保証人にとって、主債務がどちらの態様のものであるかにより、その負うべきリスクが異なってくるはずであり、看過し得ない重要な相違があるといわざるをえない。まして、前記のように、1通の本件契約書上に本件立替払契約と本件保証契約が併せ記載されている本件においては、連帯保証人であるYは、主債務者であるBが本件機械を買い受けてXに対し分割金を支払う態様の正規の立替払契約であることを当然の前提とし、これを本件保証契約の内容として意思表示をしたものであることは、一層明確であるといわなければならない〔以上を「判旨（三）」とする。〕

【評釈】

一 本判決の意義

本判決は、従来、下級審裁判例および学説において判断あるいは理由づけが分かれていた、空クレジット契約が実体のある正規のクレジット契約であると誤信してなされた保証人の意思表示に要素の錯誤があるか、という問題に対するはじめての最高裁判決である⁽¹⁾。同様の構造を有する空リースについても、下級審裁判例において判断が分かれていたが、本判決の影響は及ぶであろうから、本判決の意義はより大きくなるだろう。

二 クレジットやリースなどに関する裁判例の分析

(1) 物件の売買の際に第三者の信用供与が組み込まれている取引としては、主なものにクレジット取引⁽²⁾とリース取引⁽³⁾がある。また、つけ売買についても、本判決のように、空売買の場合の保証人の意思表示に要素の錯誤があるかが問題となった裁判例がある⁽⁴⁾。

クレジット取引とは、購入者（以下「B」とする。）と販売店（「A」）との間に信販会社（「X」）が介在して信用供与するものであるが、XがAから物件を買い取りBに割賦販売するという買取式のものと、AB間の売買契約につきXB間で立替払契約が成立する立替払式のものがある。なお、対象物件の所有権についていえば、買取時または立替払時にAからXに移転し、分割払の完済までXに留保されることになる。

リース取引とは、サプライヤー（「A」）とユーザー（「B」）との間にリース

会社〔X〕が介在し、信用供与するものである。リース取引では、AとXの間に売買契約があり、XとBの間にリース契約が存在する⁽⁵⁾。具体的には、まず、AとBの間で、取引の対象となる物件を特定して、その対価を決定する。つぎに、この対価を基礎にして、BとXとの間で、リース期間とリース料を決定する。つぎに、AとXとの間で売買契約が締結されて、AがBに物件を直接引き渡す。Bは物件を受領検収して、Xに借受証を交付する。Xは借受証を受領して、Aに物件の対価を支払う。そして、リース期間中は、Bは物件を使用収益して、Xにリース料を支払う。リース期間終了後は、Bは、Xに物件を返還しリース契約を終了させるか、または、Xと再リース契約を締結するか、の選択権を有する。なお、対象物件の所有権については、Xが物件の対価を支払うと同時にXに移転するが、リース期間が終了してもBに移転することはない。

また、「つけ商売は、〔中略〕、すでに成立した売買契約の売主〔A〕と買主〔B〕との間に、主に売主の要請で一流商社〔X〕が介入し、商品は当初の売買契約どおり売主から直接買主に引き渡すが、取引の形態としては、商社が売主から売買の目的となった商品をいったん買い上げてこれを買主に転売する形式をとるものであって、これにより売主としては買主の手形よりも支払期日が早くしかも割引を受けやすい一流商社の手形を取得して資金繰りの便宜を得、他方商社としては労せずして口銭を得る等の利益をうけることになる⁽⁶⁾」ものである。

(2) 上記の信用供与取引においては、物件の未引渡や、瑕疵または滅失が、BのXに対する債務に影響を与えるか、という問題が発生する。これらのうち、本件では、AからBへの商品引渡がない空クレジット契約が問題となった。

まず、空クレジットや空リースなどが行われた場合において、XのBに対する支払請求が認められるかどうか、を検討しておこう。

(ア) 上記のように、クレジット取引については、XがAから物件を買い取りBに割賦販売するという買取取のものと、A B間の売買契約につきX B間で立替払契約が成立する立替払式のものがある⁽⁷⁾。

(a) 前者については、形式的には、X B間で売買契約が成立し、XのBに対する物件引渡義務が発生する。空クレジットの場合、形式的には、XのBに対する物件引渡義務の不履行になり、Bは代金の支払を拒否することができそうであるが、しかし、裁判例は、Bがそうすることは信義則に反するとする⁽⁸⁾。

(b) 後者については、いわゆる抗弁の切断または接続という問題となる。つ

まり、形式的には、A B間の売買契約とX B間の立替払契約とは別個の契約であるため、Bは、物件の未引渡等の抗弁を、Aに対抗することはできるが、Xに対抗することはできない。しかし、実質的には、2個の契約は密接に関連することから、Xに対抗することができるのではないかが問題となる。

まず、割賦販売法は、抗弁の接続を規定するが（同法30条の4第1項）、その購入が購入者のために商行為となればその規定の適用を除外する（同条4項2号）。本件は、これに該当し、割賦販売法における抗弁の接続の規定は適用されない⁽⁹⁾。

つぎに、割賦販売法が適用されない事案において、なお抗弁の接続を認めるかについては、判例は否定するが⁽¹⁰⁾、学説は判例を批判する⁽¹¹⁾。

つぎに、かりに抗弁の接続を認めるとして、AとBが組んだ空クレジットの場合に、B自身に抗弁の接続を主張させてよいかどうかの問題は残るが、裁判例は信義則上許されないとする⁽¹²⁾。

(イ) リース契約については、多数の裁判例が、Bが、物件の未受領を理由に、未払リース料の支払を拒み、または、既払リース料の返還を求めることは、信義則に反し許されないとする⁽¹³⁾。

さらに詳述すると、第1に、実際にはAがBに物件を引き渡すが、形式的にはXがBに引き渡す義務があるかという問題については、それを肯定する裁判例が存在する⁽¹⁴⁾。第2に、借受証の交付をどのように評価するかという問題がある。実務では、借受証は重要な機能を営んでおり、すなわち、BがXに借受証を交付し、それを信頼してXはAに売買代金を支払うのである。そこで、物件を受領していないにもかかわらず、BがXに借受証を交付し、それを信頼してXがAに売買代金を支払ったが、後に、Bが物件の未受領を理由にリース料の支払を拒絶することができるかが問題となる。多数の裁判例では、借受証の記載に反して物件の未受領を理由に支払を拒絶することは、信義則違反または権利濫用により許されないとする⁽¹⁵⁾。そこで、Xが借受証の記載に反して物件の未受領の事実を知っているとすれば、Bは支払を拒絶することは許されることになろうが、そのように判示する裁判例も存在する⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾。

(ウ) 他方、つけ売買については、裁判例は、XのBに対する支払請求を認める。一方で、物品が授受されていないのに物品受領書に押捺したBの被用者bの過失を認めて、Bの使用者責任を認め、他方で、Xには商品が現実に引き渡されたどうかにつきBに対し直接確認を求めるべき注意義務があるが、それを

怠ったXの過失を認め、3割の過失相殺を認めたものがある⁽¹⁸⁾。同様に、一方で、Bの被用者bの詐欺を認めて、Bの使用者責任を認め、他方で、Xの過失を認め、3割の過失相殺を認めたものがある⁽¹⁹⁾。しかし、多数の裁判例は、Bが物件の引渡欠缺を理由にXB間の売買契約の解除を主張することは信義則に反する、または、Xの代金支払請求に対してBが物件の引渡欠缺を理由に同時履行の抗弁権を主張することは信義則に反する、とする⁽²⁰⁾⁽²¹⁾。

(3) つぎに、空クレジットや空リースなどにおいて、Xが保証人(「Y」)に保証債務を履行するよう請求していった場合の裁判例を分析していこう。

これらの事案は、XもYも空クレジットや空リースの事実を知らないという共通の特徴を有している。また、BとYの関係は、使用者と従業員の関係、会社と取締役の関係、取引関係、あるいは、親戚関係、友人関係等にあるという特徴を有している。なお、裁判例では、空クレジットと空リースとで区別して議論しているわけではない。

(ア) 保証契約の錯誤無効の否定例として、②東京高判昭和58年12月13日金法1063号40頁(立替払式クレジット)、③東京地判昭和59年7月20日金商716号26頁(リース)、④仙台高判昭和60年12月9日判時1186号66頁(買取式クレジットとリース)、⑤東京高判昭和62年1月20日判タ650号176頁(買取式クレジット)、⑥大阪地判平成1年3月10日判時1345号100頁(つけ売買)、⑦東京地判平成1年6月28日判時1341号95頁(リース)、⑧東京地判平成2年5月16日判時1363号98頁(リース)、⑩東京地判平成10年3月23日金判1159号13頁(本件第1審判決)(立替払式クレジット)、⑫東京高判平成11年2月9日金判1159号11頁(本件第2審判決)がある。

②判決は、94条2項により、Bはもちろん、Yも当事者と同じく、善意の第三者であるXに対してAB間の売買契約が仮装で無効であることを主張できないから、Yは、AB間の売買契約の無効を知らずに締結した保証契約は要素の錯誤により無効であると主張できないとする。⑥⑦判決は、主債務者が債権者に対し物件の引渡のないことを主張することが信義則上許されないから、保証人も債権者に対しそれを主張することができなくなるとする。これらは、おそらくは、保証債務の附従性から錯誤無効を否定しているのであろう⁽²²⁾。

③判決は、リース契約はXがBに金融の便宜を与える目的で物件をAから購入しBに賃貸するという性格を有すること、BとYとは元請と下請の関係にあり、Bがリース契約は業績向上に結び付くので協力してほしいと要請したため

に、Yが保証契約を締結したこと、Yも別件で空リース契約を利用したことがあること等に徴すれば、法律行為の要素に錯誤があったとはいえ、Yは保証契約の無効を主張できないとする。

④⑤判決は、X B間の契約の実質は融資であり、X Y間の保証契約の実質は融資に関する保証であり、物件の引渡の有無のごときはいわゆる意思表示の動機に関する錯誤にすぎないから、しかも、物件の引渡を伴う取引であれば保証するが物件の引渡を伴わない金融取引であれば保証しない旨の動機が表示されていないから、意思表示は有効であるとする。

⑥判決は、リース契約の実質は融資であること、リース物件につき、使用開始後はその客観的価値は急速に低下し、相当時日経過後はその担保的機能はほとんどなくなること、リース契約の締結から解除まで4年余の期間が経過しており、Bはリース料債務60回分のうち40回分を支払っていたことを認定したうえで、空リースであることがBの支払状況に特段の影響を及ぼしているとは認められない、すなわち、空リースであることがYの利益を著しく害する特段の事情があるとは認められない、とする。したがって、リース契約についての保証契約は、現実には物件の引渡がないことにつき錯誤があったとしても、Xから融資を受けBが返済することについての保証意思が認められ、その意思表示に要素の錯誤があるといえないとする。

⑩本件第1審判決は、保証契約の錯誤無効を否定している。まず、クレジット契約の金融的性質を認め、それは実体あるクレジット契約でも空クレジット契約でも異なることはないとする。つぎに、「商品引取り及び評価充当特約」により、Bが支払を遅滞すればXは商品を引き取り客観的に相当な価格で債務に充当できるが、Xに商品を引き取る義務が発生するわけではなく、XはそれをせずにYに請求してもよいこと、しかも、物件の使用開始後はその客観的価値は急速に低下し、とくに本件物件の用途の特殊性から換価性に乏しいため、その担保的価値はあまりないことを認定し、結論として、保証人にとっては、支払総額、割賦金額等が重要であり、物件の担保価値を考慮して保証契約を締結するかどうかを決定するとは通常考えられないことであるとする。

そこで、錯誤論を展開する。まず、Yは錯誤がなければ（空クレジットの事実を知っていたならば）保証契約を締結しなかったとはいえ、通常人であれば保証契約を締結しなかったとはいえないとはいえないとする。つぎに、物件の引渡の有無は意思表示の要素にあらず、その誤信は意思表示の動機に関す

る錯誤にすぎないとする。そして、本件保証契約は本件立替払契約と同一書面である本件契約書上でなされ、それにはA、物件、物件購入代金額の表示はあるが、主債務が物件の引渡のある立替払契約であれば保証するが、単なる消費貸借であれば保証しない旨の動機は表示されていないと認定する。つぎに、主債務の発生原因が正常な金銭消費貸借である場合と空クレジットである場合とでは、社会的実態として主債務者の返済の確実性および保証人が予測すべきリスクにつき相違が生じ、保証契約において保証人のそのような誤信が存在するともいいうるが、主債務者の資力や信用力に関する誤信は要素ではなく動機の錯誤にすぎないとしたうえで、その動機は表示されていないと認定する。

⑫本件第2審判決は、⑪本件第1審判決と同様の理由により、保証契約の錯誤無効を否定している。

否定裁判例の理由づけをまとめると、第1に、保証債務の附従性から結論づける裁判例がある。しかし、保証債務の附従性による理由づけは、後述の肯定裁判例が指摘するように、成り立たない議論である。第2に、物件の引渡の有無は要素の錯誤とはならず動機の錯誤にすぎないとしたうえで、動機は表示されていないとするものがある。動機の錯誤にすぎないとした理由として、XB間の契約の実質は金融であること、物件の担保的価値はあまりないこと、等々を挙げている。第3に、主債務の発生原因が正常な金銭消費貸借である場合と空クレジットである場合とでは、主債務者の返済の確実性および保証人が予測すべきリスクにつき相違が生じるが、そのような誤信は主債務者の資力や信用力に関する誤信であり、それは要素ではなく動機の錯誤にすぎないとしたうえで、動機は表示されていないとするものがある。

(イ) 保証契約の錯誤無効の肯定例として、①大阪高判昭和56年10月29日判時1037号118頁（買取式クレジット）、⑨広島高判平成5年6月11日判タ835号204頁（買取式クレジットとリース）、⑩仙台地判平成8年2月28日判時1614号118頁（リース）がある。

①判決は、Yは、物件の引渡がある通常の売買契約の代金支払債務につき保証する意思を有しながら、物件の引渡がない無担保の融資契約の貸金返還債務につき保証する結果となり、意思と表示が一致しないいわゆる錯誤に基づき保証契約を締結したとする。そして、その錯誤は、契約内容として表示された事項に関するものであり、しかも、主債務の態様についての重要な事項に関するものであるとする。したがって、物件の引渡のある現実の売買であることが保

証契約の重要な内容となっており、その錯誤がなかったならばYのみならず一般人でも保証までしなかったであろうから、その錯誤は動機の錯誤にとどまらず要素の錯誤であるとする。

⑨⑩判決は、以下の同様の理由により、錯誤無効を認める。

まず、保証債務の附従性については、主たる債務者の意思表示と保証人の意思表示とは別個のものであるから、保証債務に附従性があるからといって、保証人は保証契約の錯誤無効を主張することが許されないとはいえないとする。

錯誤に関しては、まず、抽象的に、主たる債務がいかなる契約から生じるかという主たる債務の発生原因は保証契約の内容になっている——主たる債務者の金融の使途や他の人的または物的保証の有無のような動機の錯誤にあたる事情とは同一視できない——とする。具体的にも、XY間の保証契約書にはXB間の契約内容が記載されているため、XB間の契約が物件の引渡が行われる態様であることは保証契約の内容として保証契約書上に明確に表示されていると認定する。つぎに、物件の引渡が行われないことを知っていれば、Yも通常人も保証しなかったとする。したがって、Yの主たる債務の態様に関する錯誤は、保証の意思表示の要素の錯誤にあたる——主たる債務者の資力に関する錯誤は要素の錯誤にあたらぬが、主たる債務の発生原因に関する錯誤は要素の錯誤にあたる——から、動機が表示されていたかどうかは問題とならないとする。リース契約およびクレジット契約は実質的には融資目的の実現にあり、空リースおよび空クレジットも融資を受け返済することになり、物件の引渡の有無に関する錯誤は要素の錯誤にあたらぬとする見解に対しては、両契約の法的形式は賃貸借および売買であるのみならず、実際も通常は財貨の移動を伴う契約であるから、両契約を単なる融資契約と同一視することは妥当ではないとする⁽²³⁾。

肯定裁判例の理由づけをまとめると、第1に、保証債務の附従性による理由づけは成り立たない議論であるとする裁判例がある。保証契約が意思の欠缺あるいは瑕疵ある意思表示なく有効に成立した後で、クレジット契約上の主債務と保証契約上の保証債務の附従性を問題とすべきであるので、肯定裁判例の指摘するとおり、保証債務の附従性による理由づけは成り立たない議論である⁽²⁴⁾。第2に、クレジット契約やリース契約は、形式は売買や賃貸借であり、実際も財貨の移動を伴う契約であるから、融資契約と同様とみることはできないと性質決定するものがある。第3に、抽象的に、主たる債務を発生させる契

約がいかなるものかは保証契約の内容となっており、具体的にも、主たる債務を発生させる約がいかなるものかは保証契約書に明示され保証契約の内容となっており、それに関する錯誤は要素の錯誤となりうるとするものがある。そして、錯誤がなかったならばYのみならず通常人も保証しなかったであろうとして、保証契約の意思表示の錯誤無効の主張を認めるのである。

(4) 本判決以前の学説を概観しておこう。

(ア) 保証契約の錯誤無効を否定する学説の理由づけのうち、否定裁判例にあらわれていないものを挙げておこう⁽²⁵⁾。

まず、錯誤無効を否定する理論構成として、動機錯誤表示の有無の認定につき不安定な要素が残るから、動機錯誤表示の理論によるよりも保証債務の附従性の理論によるほうが簡明であるとするものがある⁽²⁶⁾。

Xがすでに出捐していることをとらえて、Bはすでに恩恵を受けている以上⁽²⁷⁾、または、Xは不当な利得をすることにはないから⁽²⁸⁾、Yの錯誤無効の主張を否定してもよいとするものがある。

AとBが共謀して架空取引を仕組んだとすれば、Bは商社に対して、契約責任を負わないとしても、不法行為責任を負うことになる。そして、保証人は、Bの監査役でありBの内部にいたために、本件取引の実態を知っていたか少なくとも知るべきであったといえるから、そのような責任まで保証させてもよいのではないかとするものがある⁽²⁹⁾。これは、事案にそくして、保証債務の範囲の広狭を検討するもので、主たる債務だけではなく、不法行為または背信行為に基づく損害賠償責任まで保証するのか、または、契約義務違反に基づく損害賠償責任まで担保するのか、という問題につながる⁽³⁰⁾。

さらに、錯誤無効を否定する理論構成として、動機の表示の有無よりも相手方の認識可能性を問題とすべきであるとするものがある⁽³¹⁾。

(イ) 保証契約の錯誤無効を肯定する学説の理由づけのうち、肯定裁判例にあらわれていないものを挙げておこう⁽³²⁾。

まず、保証契約が有効であることを前提として、保証債務の附従性について、主たる債務者が引渡欠缺の主張を信義則に基づいて封じられているにすぎない場合には、理論的には、保証人がそれを主張する余地は残されているとするものがある⁽³³⁾。

保証人は、リース契約の形式と実質のズレを立証し、それにより自身が著しい不利益を被ったことを主張立証すれば、錯誤無効の主張は肯定されるとする

ものがある⁽³⁴⁾。

空クレジットや空リースの問題は、XもYもだまされたという場合に、そのリスクをどちらが負うべきかという問題であると位置づけたうえで、Yが事情を知っていたとか、YがBとの関係から損害担保の趣旨でXと保証契約を締結したなど、特段の事情が認められないかぎり、クレジットやリースのようなシステムに基づき営業するXがリスクを負うべきであるとするものがある⁽³⁵⁾。

さらに、物件の引渡につきXもYも誤信していたのであるから、共通錯誤の理論により、簡明に処理すべきであるとするものがある⁽³⁶⁾。

三 本判決の検討

(1) 判旨（一）（二）について

本判決は、動機の錯誤かどうか⁽³⁷⁾、さらに、動機が表示されたかどうか、を問題とせずに、実体のある正規のクレジット契約であることが保証契約の重要な内容になるかどうかを検討して、要素の錯誤を肯定したところに特徴がある⁽³⁸⁾。

まず、判旨（一）第一文は、主債務の態様は保証契約の重要な内容であるとする。つぎに、判旨（一）第二文は、商品の売買契約の成立は立替払契約の前提となるから、商品の売買契約の成否は保証契約の重要な内容であるとする。すなわち、判旨（一）は、主債務の態様は保証契約の要素となるとする一般論を示したうえで、それを立替払契約という具体的な事実に応用するという構造を有している。

そして、判旨（二）は、判旨（一）を本件事案に適用する。すなわち、XB間の本件立替払契約はAB間の本件機械の売買契約が存在しないいわゆる空クレジット契約であり、Yは、本件保証契約を締結した際、そのことを知らなかったのであるから、本件保証契約におけるYの意思表示は法律行為の要素に錯誤があったものというべきであるとする。

本判決の全体をみると、売買契約を前提として立替払契約があり、さらに、立替払契約を前提として保証契約があり、そこには三段階あるような記述があるが、これは立替払契約の法的性質ゆえの記述であろう。売買契約が立替払契約の前提となるということが、保証契約の重要な内容となるのである。立替払式クレジットではなく、買取式クレジットあるいはリースであれば、XB間の割賦販売契約またはリース契約において形式的にはXからBに（実質的にはA

からBに) 物件が引き渡されることが、保証契約の重要な内容となると判示されよう。

(2) 判旨(三)について

保証人の錯誤が問題となる事案類型としては、主債務者をBと思っていたが実はB'であったという錯誤、主債務が新たな金銭消費貸借契約から生ずるものと思っていたが実は旧債務の更改契約から生ずるものであったという錯誤(主債務の態様に関する錯誤)、他に人的または物的保証があると思っていたが実はなかったという錯誤、主債務者の信用状態に関する錯誤、主債務者の貸金の用途に関する錯誤等がある。判例は、前二者は要素の錯誤となり、後三者は動機の錯誤にすぎないとする⁽³⁹⁾。

さて、判旨(一)(三)がどのような事案類型を問題としているかを考察することは困難であり、判旨(一)と(三)がどのような関係にあるかを検討することはいっそう困難である。

㉞ 判旨(三)第一文は、クレジット契約の経済的な実質は金融上の便宜を供与することにあるとする。ひとまずは、錯誤無効の否定裁判例の理由づけを認めるのである。

しかし、判旨(三)第二文は、正規のクレジット契約により正常な形で融資を受ける場合と、空クレジットにより不正常な形で金融の便益を受ける場合とで、主債務者の信用に差があることは否定できず、保証人にとって、主債務がどちらの態様のものであるかにより、その負うべきリスクが異なり、重要な相違があるとする。ここでは、判旨(一)で提示された主債務の態様という事案類型と、主債務者の信用状態という事案類型との関係が問題となる。主債務者の信用状態が良いと思い保証したのに実際には悪かったという錯誤は、従来の裁判例からすれば、動機の錯誤に位置づけられる。しかし、本判決は、「主債務の態様で主債務者の信用状態に差がある——主債務の態様により保証人の負うべきリスクが異なってくる——というより具体化された事案類型を創出し、従来の裁判例とは一線を画しているように思われる。「主債務の態様で主債務者の信用状態に差がある」というより具体化された事案類型は、クレジットやリースなどの信用供与取引に特有のものであるから、本判決の射程は、信用供与取引全般に及ぶであろうが、それを超えて、主債務の態様という事案類型が汎用性をもつようにはならないであろう⁽⁴⁰⁾。

ここで、他の人的または物的担保の存在に関する錯誤の事案類型と、主債務

者の資力状態に関する錯誤の事案類型と、主債務の態様に関する錯誤の事案類型の相互の関係に言及する学説を紹介しておこう。

松本恒雄教授は、空クレジットを、従来は、他の人的または物的担保の存在の錯誤の範疇としてとらえてきたのに対して、本判決は、主債務者の資力状態の錯誤の範疇としてとらえたともみることでもできるとする——もちろん、松本教授は、本判決が空クレジットを主債務者の資力状態の錯誤ととらえたとしているわけではなく、それを実質的な理由づけとしたとしているだけである——。そして、松本教授は、物件の担保価値を強調するだけでは、他の人的または物的担保の存在に関する錯誤の判例との整合性を検討しなければならず、また、真実の売買の場合でも物件の担保価値はあまり期待できないとの批判に耐えられないとして、本判決が主債務者の資力状態の錯誤を実質的な理由づけとしたことを評価する。主債務者の資力状態に関する錯誤の裁判例との関係の検討は残されていると思われるが、松本教授は、空クレジット契約の保証の場合は、保証債務の内容である主債務の発生原因が真実と異なっていること自体が主債務者の信用不安を意味するという特徴があるから、資力に関する錯誤一般、他の担保の有無に関する錯誤、融資金の用途に関する錯誤等への直接の影響はないとする⁽⁴¹⁾。

宮本健蔵教授も、商品引渡の誤信について、担保の存在に関する錯誤の観点から考察する見解と、債務者の資力または信用力に関する錯誤の観点から考察する見解とがあることを指摘する。そして、商品引渡の誤信は保証人にとっていずれの錯誤をも生じさせるのであり、いずれか一方だけに限るわけではなく、前者の錯誤が要素の錯誤に該当しないとしても、後者の錯誤が要素の錯誤に該当するかどうかを検討しなければならないと主張する。結論として、宮本教授は、本判決は、商品引渡の誤信を債務者の資力または信用力に関する錯誤ととらえ、それは要素の錯誤となり、あるいは、それが動機の錯誤となるとしても動機は表示されていると判示したと評価する——もっとも、宮本教授は、本判決が、主債務の態様の錯誤は要素の錯誤に該当するとしたのに、これとは別に、債務者の資力または信用力に関する錯誤を持ち出したのは不要なことであると批判する——⁽⁴²⁾。

(イ) 判旨 (三) 第三文は、錯誤無効の肯定裁判例にあらわれている理由づけであるが、これを錯誤論の中にどのように位置づけるかにつき学説では争われている。

第1に、判旨（三）第三文は、本件契約書に本件立替払契約と本件保証契約が記載されていることをとらえて、Yは本件立替払契約が正規のものであることを本件保証契約の内容として意思表示したとする。しかし、これでは動機表示構成に拘泥しているのではないかと批判する学説がある⁽⁴³⁾。

これに対して、中舎教授と尾島教授は、判旨（三）第三文の理由づけは、全体からみると、重要なものではなく、付加的なものであると評価する⁽⁴⁴⁾。松本教授は、より積極的に、判旨（三）第三文は、証拠についての記述であると評価する⁽⁴⁵⁾。

判旨（三）第三文は、正規のクレジット契約であることが保証契約の内容であるとして意思表示したと判示しているだけであり、物件の引渡の有無に関する誤信を動機の錯誤と位置づけたわけでもなく、「正規のクレジット契約であるから保証契約を締結した」あるいは「空クレジットであれば保証契約を締結しなかった」との動機が表示されているかどうかを問題にしたわけでもない。松本教授が指摘されるように、法律行為または意思表示の内容となっているかどうかの判断に至る証拠として位置づけられるのではないかと。

第2に、判旨（三）第三文は、保証人は、本件立替払契約が正規のものであることを前提として、本件保証契約を締結したとするが、この前提の意味が問題となる。なお、判旨（一）第二文は、本件売買契約を前提として本件立替払契約が締結されているとしており、この前提は立替払契約の内容を説明しているにすぎないが、判旨（三）第三文は、本件立替払契約を前提として本件保証契約が締結されているとしており、この前提と錯誤との関係を検討しておかなければならない⁽⁴⁶⁾。

大中有信助教授は、「判旨は『正規の立替払契約であることを当然の前提とし、これを本件保証契約の内容として意思表示したもの』としているが、『主たる債務の原因が正規の立替払契約であること』という事態に対する観念は保証契約の内容として意思表示されるというのであるから、新たにいわゆる『前提』概念が導入されたのではない。ここでは保証契約の対象である主たる債務の態様が〔中略〕、契約内容足りうるものが承認されているのである⁽⁴⁷⁾。」とする。正しい理解ではなからうか。

(3) ここまで、判旨を内在的に検討してきたが、評釈等の中にはもちろん、空クレジットの問題を、一元論ないし共通錯誤論により処理すべきであるという外在的な批判がある⁽⁴⁸⁾⁽⁴⁹⁾。

四 事案の特徴

前述のように、空クレジットや空リースなどが問題となる場合、BとYの関係は会社と従業員の関係、会社と取締役の関係、取引関係、あるいは、親戚関係または友人関係にあるという特徴を有する。

松本恒雄教授は、零細企業の従業員のYは、本件機械が11月に納入されていることは知っていたものと考えられ、本件立替払契約と本件保証契約が12月に締結され、自らが保証人になることに不自然さを感じていた可能性もあること、そして、取締役でもないただの従業員が会社の債務の保証人になるには、それなりの理由があるはずであること、を事案の特徴として指摘する。そして、一般論として肯定説をとるにせよ、表意者のYの重過失の有無を差戻審に判断させることなしに破棄自判した最高裁の手法にはやや疑問がある、と結論づける⁽⁵⁰⁾。

しかし、本判決は、事案ごとにYの重過失の有無を判断することはせず、空クレジットであればYの意思表示に要素の錯誤があるという一般論を展開している。Yが空クレジットにつき悪意であるという極端な場合は格別、それ以外の場合には、事案ごとにYの重過失を判断するのではなく、一律にYを保護しようという態度決定をしているように思われる。

事案ごとに判断するとしても、零細企業の従業員であるから、空クレジットであることを知るべきであったとして、Yの保護を否定するという方向も成り立ちうるが、反対に、消費者法的な観点により、零細企業の従業員、弱小な取引先、家族、友人の地位にあるから、空クレジットであることを知るべきであったとしても、保証委託を断れなかったであろうとして、Yの保護を肯定するという方向も成り立ちうる。事案ごとに判断するとしても、結論はどちらにも転びうるわけであるから、本判決が、事案ごとに判断するというある意味で面倒な手法をとらず、一律にどちらかを保護するという態度決定を行ったことも、不適切な判断であったとまではいえないように思われる⁽⁵¹⁾。そして、一律にYを保護するという態度決定を最高裁が行った結果、空クレジットのリスクはクレジット会社が負わなければならなくなり、その予防策もクレジット会社が講じなければならなくなることになる⁽⁵²⁾。

五 本判決の射程

前述したように、「主債務の態様で主債務者の信用状態に差がある——主債

務の態様により保証人の負うべきリスクが異なってくる——」という事案類型は、信用供与取引に共通する特徴であるから、本判決の射程は、空クレジット、空リース、空つけ売買等に及ぶであろう⁽⁵³⁾。

(1) もっとも、本判決のコメントによれば、後掲⑨判決の上告審である最判平成8年11月12日（公刊物未登載）は、保証人の保証の意思表示は錯誤により無効であるとした原審の判断は正当として是認することができるとする。

(2) 個品割賦購入あっせんを念頭におく。

(3) ファイナンス・リースを念頭におく。

(4) 信用供与取引としては、ほかに、クレジットカード取引（総合割賦購入あっせん）、ローン提携販売がある（吉原省三監修『判例信用供与取引法』3頁（1984年））。

(5) リース取引の法的構成については、A X間の売買契約とX B間のリース契約が存在すると解する多数説とA X B間の三当事者間の契約が存在すると解する少数説が対立する（神崎克郎「リース」『現代契約法大系第5巻』270頁（1984年））。さらに、多数説をとるとして、X B間のリース契約の法的性質については、賃貸借契約に近づけて解釈するものと金銭消費貸借（融資）契約に近づけて解釈するものが対立する（加藤一郎「リース取引の特色——リース取引法序論」加藤一郎&椿寿夫『リース取引法講座<上>』2頁、21頁（昭和62年）、他多数）。

(6) 大阪地判昭和47年3月27日判時684号76頁。

クレジットおよびリース取引では、Bに対する信用供与が主眼であるが、つけ売買では、A（まれにB）に対する信用供与が主眼である（森井英雄「つけ売買」吉原省三&岡部真純編『判例リース・クレジット法』278頁、281頁（昭和61年））。

(7) 吉原・後掲・5頁、小林・後掲・51頁、大中・後掲・59頁。中野・後掲・17-18頁参照。

(8) 後掲①判決。

ほかに、後掲④判決（買取式クレジットとリース）は、X B間は売買ないし賃貸借の法形式をとっているものの、実質は融資であり、Bは最初から物件を受領する意思を有しないが融資を受けて割賦償還する意思を有し、Xも同様の意思を有することは、正常の契約においても空クレジットおよび空リースの場合においても異ならないから、表示と意思との間に相違はなく、X B間の割賦販売契約およびリース契約は、虚偽表示にはあたらないとする。

また、ほかに、後掲⑨判決（買取式クレジットとリース）は、XのBに対する請求に対して、Bは、第1に、BはAに名義を貸しただけでありリース契約

の借主と割賦販売契約の買主はAであると主張し、第2に、通謀虚偽表示ないし心裡留保を主張し、第3に、錯誤を主張し、第4に、Xの担当者が空リースと空クレジットの事実を知っていたか知らなかったことにつき重過失がありXがBにリース料と割賦販売代金を請求することは信義則違反であると主張したが、Bの主張をすべて排斥した。

(9) 後掲①本件第1審判決、後掲⑫本件第2審判決。

(10) 最判平成2年2月20日判時1354号76頁。後掲⑫本件第2審判決は、A B間の売買契約とX B間の立替払契約とは、事実上の関連性があるだけであって、別個独立の契約であるから、かりに前者が無効であるとしても、後者が無効となることはないとする。

(11) 大村敦志『消費者法〔第2版〕』212頁（2003年）、他多数。

(12) 後掲⑤判決。

ほかに、後掲②判決は、94条2項により、Bは善意の第三者であるXに対しA B間の物件の売買が仮装で無効であることを主張することはできないとする。

(13) 東京地判昭和52年3月31日判時864号96頁、東京地判昭和56年4月6日判時1014号79頁、東京地判昭和56年10月2日判時1034号99頁、東京地判昭和57年3月24日判時1056号208頁、仙台高判昭和62年12月25日判時1265号92頁、東京地判昭和63年10月17日金判833号22頁、後掲⑦判決、後掲⑧判決、福岡高判平成8年7月19日判タ927号163頁等。

新見育文「判例法にみるリース業者の物件引渡義務」加藤一郎&椿寿夫『リース取引法講座<上>』394頁以下（昭和62年）。

(14) Xの物件引渡義務を認める裁判例として、前掲注(13)東京地判昭和52年3月31日（ただし、リース契約を金銭消費貸借の実質を有すると評価する。）、前掲注(13)東京地判昭和57年3月24日（ただし、リース契約を法律上は賃貸借契約の性質を有すると評価する。）、後掲⑧判決（ただし、リース契約は、法形式上は賃貸借契約であるが、実質は融資であると評価する。）、前掲注(13)福岡高判平成8年7月19日（ただし、リース契約が賃貸借の形式をとっていることを認める。）。

リース契約について、賃貸借契約に近づけて解釈する説のほうが金銭消費貸借に近づけて解釈する説よりも、Xの物件引渡義務を導きやすい（伊藤進「リース取引論と判例法」加藤一郎&椿寿夫『リース取引法講座<上>』29頁、44頁（昭和62年））。

(15) 前掲注(13)東京地判昭和56年4月6日、前掲注(13)東京地判昭和56年10月2日、前掲注(13)東京地判昭和57年3月24日、前掲注(13)仙台高判昭和62年12月25日、前掲注(13)東京地判昭和63年10月17日等。

学説には、借受証の交付をもって物件の受領があったことと同視するという説と、信義則により物件の未受領の主張を否定する説と、心裡留保の規定の適

用もしくは類推適用または禁反言の法理の適用により、Xが物件の未受領を知りまたは知ることができた場合を除き、借受証を交付したBは物件の未受領を主張することはできないという説がある（新見・前掲注(13)・405頁）。

(16) 札幌高判昭和58年2月22日判タ496号116頁、東京地判昭和63年10月25日金判822号40頁。

(17) 第3に、Xは、物件の未受領につき悪意であれば、支払請求できないとすると、Xは、物件の引渡の有無につき、借受証の形式審査のみの形式的確認義務しか負わないのか、そうではなく、臨場確認義務まで負わなければならないのか、という問題がある（新見・前掲注(13)・406頁）。

(18) 前掲注(6)大阪地判昭和47年3月27日。

(19) 大阪地判平成7年1月26日判タ907号219頁。

(20) 福岡高裁那覇支判昭和52年1月21日判時864号101頁、新潟地判昭和53年8月25日判タ372号104頁、後掲⑥判決。

ほかに、後掲⑥判決は、Xは、Bが売買の意思のないことを知らなかったし、このことを知らなかったことについて過失があったものとは認められず、X B間の売買契約は93条但書によっても無効なものとはいえないとする。

(21) クレジットカード取引については、A B間で共謀して物件が引き渡されず、X B間で紛争が起きるという事案はないようである。なお、1984（昭和59）年に割賦販売法が改正され、割賦購入あっせんに関する抗弁の接続が認められた（同法30条の4第1項）。

ローン提携販売については、A B間で共謀して物件が引き渡されず、X B間で紛争が起きるという事案はないようである。なお、1999（平成11）年に割賦販売法が改正され、ローン提携販売に関する抗弁の接続が認められた（同法29条の4第2項）。

(22) 中野・後掲・23頁。

(23) 参考裁判例として、福島地裁会津若松支判平成12年7月27日判タ1101号202頁（立替払式クレジット）がある。事案は、BのXに対する債務をAが保証し、そのAのXに対する債務をYが保証したが、A B間の売買契約が真正に成立していなかったというものである。判決は、X Y間の連帯保証契約の錯誤無効を認めた。理由は、Yは通常A B間の契約が真正になされたことを当然の前提にして保証すると決断していると考えられること、および、A B間の契約が真実の場合と虚偽の場合とでは、BのXに対する債務が履行される可能性およびAが代位弁済後に求償権を行使した場合にこれが奏功する可能性はかなりの程度において異なること、に言及したうえで、したがって、A B間の売買契約が真正に成立していることは、保証契約において明示的に問題とされていなくても、保証契約の当然の前提ないし保証契約の一部となっており、X Y間の保証契約の要素に該当するとして、Yの錯誤無効の主張を認めた。

- (24) 松本・後掲・NB L 757号70頁。
- (25) 中野哲弘（前掲③判事）「リース契約・割賦販売契約と連帯保証人の錯誤」判タ642号17頁（1987年）、巻之内茂「空リース・多重リース・仮装リース」金判782号152頁（1988年）、野口恵三「前掲⑥判批」NB L 453号56頁（1990年）、神作裕之「前掲⑥判研」ジュリスト1034号142頁（1993年）、神作裕之「前掲⑧判研」ジュリスト1030号137頁（1993年）、野口恵三「前掲⑨判批」NB L 545号48頁（1994年）、庄政志「前掲⑩判批」判時1631号191頁（判評471号29頁）（1998年）。
- (26) 中野・前掲注(25)・23頁。
- (27) 中野・前掲注(25)・23頁。
- (28) 庄・前掲注(25)・194頁。
- (29) 神作・前掲注(25)・ジュリスト1034号145頁。
- (30) 最判昭和41年4月26日民集20巻4号849頁、最大判昭和40年6月30日民集19巻4号1143頁参照。
- (31) 庄・前掲注(25)・194頁。
- (32) 吉原省三「前掲①判批」金法1022号4頁（1983年）、小林一俊「前掲①判研」金判661号49頁（1983年）、大西武士「前掲⑩判研」金判1052号53頁（1998年）。
- (33) 神作・前掲注(25)・ジュリスト1030号139頁。
- (34) 神作・前掲注(25)・ジュリスト1030号139頁。
- (35) 吉原・前掲注(32)・5頁。
- (36) 小林・前掲注(32)・52頁、大西・前掲注(32)・59頁。

共通錯誤により簡明に錯誤無効を認めればよいという見解に対して、Yの錯誤無効の主張を否定してもよいという反論がある。その理由はつぎのようである。第1に、リース業者はすでに売買代金を支払っており、リース業者が不当な利得をすることにはならないから、保証人の錯誤無効の主張を否定してよい。第2に、リース業者側は、ユーザーにはリース物件の受領を確認して借受書を発行する義務があり、保証人はユーザーのそのような引渡確認義務も含めて保証している、と解しているから、ユーザーがリース物件の引渡がないのに借受書を交付するということは、ユーザーが重大な義務違反（背信行為）を行ったことになり、保証人の保証債務を肯定してもよい。第3に、ユーザーと関係が深い保証人がリスクを負担すべきであり、錯誤の対象たる事項が錯誤者の支配領域で生じたものである場合には、保証人の錯誤無効の主張は認められにくい（庄・前掲注(25)・194頁）。

- (37) 大中・後掲・61頁は、本件では、表示錯誤が問題となっているわけではないとする。そして、本件では、「実体のあるクレジット契約に基づく債務として保証したる債務が実際には空クレジット契約に基づいて発生した債務であつ

たという点につき保証人は錯誤したのであり、保証契約の対象に関して保証人が有していた観念と現実とのズレが問題となっているのであり、そのような意味での事態についての錯誤」が問題となっているとする。

(38) 森田宏樹「民法九五条（動機の錯誤を中心として）」広中俊雄&星野英一編『民法典の百年Ⅰ』141頁、184-90頁（1998年）。

(39) 野村豊弘「意思表示の錯誤——要素の錯誤に関する判例の分析——」法協85巻10号1366頁、1386頁（1968年）、同「他人の債務のための保証契約あるいは担保提供の錯誤」判タ713号36頁（1990年）、同「連帯保証契約と要素の錯誤」金法1272号4頁（1990年）、山下純司「保証意思と錯誤の関係」学習院大学法学会雑誌36巻2号96頁（2001年）。

(40) 山岡・後掲・79～81頁は、従来の下級審の錯誤無効肯定裁判例は、主たる債務がいかなる契約から発生したかという主たる債務の発生原因が保証契約の内容になるとしていたが、判旨（一）第一文は、主たる債務がいかなるものかという主たる債務の態様が保証契約の内容になるとしており、そして、判旨（一）第二文は、具体的な判断を示していると指摘する。すなわち、主債務の発生原因だけでなく主債務の額などを含めて広く主債務についての錯誤を問題としていると指摘する。さらに、判旨（一）で従来最高裁の立場との整合性をとりつつ（契約類型により定型的に錯誤無効を判断する。）、判旨（三）で実質的な判断を行っている（個別具体的に両当事者が何を前提としていたか、すなわち合意が何であったか、を探求する。）、と評価する。

(41) 松本・後掲・金法1684号48頁。

(42) 宮本・後掲・174頁は、判旨（三）第三文の「正規の立替払契約であることを当然の前提とし、これを保証契約の内容として意思表示をした」という記述を、動機の錯誤であるとしても動機が表示されているという意味として理解すべきであると主張する。

(43) 小林・前掲注(32)・53頁、大西・前掲注(32)・59頁。

(44) 中舎・後掲・115頁、尾島・後掲・62頁。

(45) 松本・後掲・金法1684号48頁。

(46) 中舎・後掲・115頁は、「本判決は、クレジット取引を構成する〔売買契約、立替払契約、保証〕契約の牽連的な関係に由来する問題を、『前提』という表現を媒介にして、錯誤という法律構成の範疇で処理したものと評価する」。しかし、中舎教授は、そこに記述されている前提の意味を説明しておらず、さらに、評釈者は、売買契約と立替払契約の間の前提と立替払契約と保証契約の間の前提では異なる意味を有すると考える（本文三(1)参照）。

(47) 大中・後掲・61頁。

(48) 中舎・後掲・115頁、野村・後掲・16頁、大西・後掲・59頁。

大中・後掲・62頁は、一元説的立場と判旨のような契約内容化を要件とする

立場とでは、本件のような場合には結論上の差異は生じないとする。もっとも、前者の場合には、クレジット会社の錯誤の認識可能性等を立証しなければならぬが、後者の場合には、端的に実体のあるクレジット契約であることが保証契約の内容となっていることを主張すればよく、クレジット会社と購入者または販売者の内部的事情を詮索しなくともよいという相違があるにすぎないとする。ただより基本的差異は、錯誤無効の主張が許されるかどうかの基準は、前者の場合には、因果関係要件により決定されるが、後者の場合には、現実の契約類型ごとに、どのような事情が契約内容たりうるかという問題を先に検討しなければならないため、たんに因果関係要件により決定されるのではなく、契約類型ごとのきめ細かなしかもある程度客観的な基準を提示しようとする。

宮本・後掲・175頁は、第1に、共通錯誤論では、動機の表示が不要とされるだけでなく、相手方の認識可能性あるいは表意者の無重過失も要件とされないが、本件事案ではこれらは問題となっていないから、共通錯誤論によっても結論に差異は生じないとする。第2に、契約の不可欠の前提ないし契約の基礎が存在しないときは、契約解釈の問題として無効とする見解、黙示的条件あるいは前提合意を認める見解に対しては、本判決は、事案の個別的な解決ではなく、主債務の特殊性から一般的な解決基準を提示したのであるとする。このような類型的な紛争においては、黙示的合意や個別的解釈など具体的事情を基礎とするよりも、その類型に共通する要素に基づいてある程度抽象的包括的な解決が可能であれば、これを優先させることが望ましいとする。

(49) なお、高森&野口・後掲・147頁は、空クレジット契約における保証では、XY間で、BのXに対する債務をYが保証するという本質的効果意思は合致しているが、この主たる債務の発生原因の立替払契約が目的物の引渡を伴う正当なものであるとの「前提」で契約が締結されているとする。したがって、この「前提」が欠けている以上、保証契約は「前提」の欠如により無効となるとする。

(50) 松本・後掲・NB L757号71頁。

(51) 前掲注(48)参照。

(52) 前掲注(17)および(35)参照。

(53) 野村・前掲・法協85巻2号1386頁は、前掲主債務が新たな金銭消費貸借契約から生ずるものと思っていたが実は旧債務の更改契約から生ずるものであったという錯誤を、主債務の態様に関する錯誤と位置づけるが、「主債務の態様で主債務者の信用状態に差がある」という事案類型との関係については、改めて検討しなければならないように思われる。

*本判決の評釈等は、以下のとおりである。

香月裕爾・NB L743号6頁(2002年8月)、さゆり・金法1654号1頁(2002

年9月)、古積健三郎・法セ578号108頁(2003年2月)、中舎寛樹・法教270号114頁(2003年3月)、野村豊弘・判例セレクト2002(法教270号)16頁(2003年3月)、寺川永・大阪府立大学経済研究48巻2号153頁(2003年3月)、松本恒雄・NBL757号66頁(2003年3月)、河津博史・銀行法務21・617号73頁(2003年4月)、尾島茂樹・ジュリスト1246号(平成14年度重判)61頁(2003年6月)、大中有信・金判1168号57頁(2003年6月)、宮本健蔵・判時1824号172頁(判例評論535号10頁)(平成15年9月)、大西武士・判タ1123号55頁(2003年9月)、松本恒雄・金法1684号45頁(2003年9月)、山岡真治・帝塚山法学8号71頁(2003年12月)、高森八四郎&野口大作「空クレジット契約・空リース契約における連帯保証人の錯誤——最高裁平成一四年七月一日第一小法廷判決を中心に——」関法53巻4=5号145頁(平成16年2月)。